

半日人間ドック等料金表

平成28年4月1日現在

Table with columns: 検査機関, 契約料金(消費税別), 電話番号, 受診方法. Lists various medical centers and their associated costs and contact info.

Table with columns: 検査機関, 契約料金(消費税別), 電話番号, 受診方法. Lists medical centers for specific services like cancer screening.

Table with columns: 検査機関, 契約料金(消費税別), 電話番号, 受診方法. Lists medical centers for specific services like dental checkups.

※28年度中に40歳になられる方は、40歳の誕生日を迎えても受診できます。京都市食品衛生国民健康保険組合 075-371-1235

御池クリニック、四条丸丸クリニックを受診された方々について

昨年まで「御池クリニック」、「四条丸丸クリニック」を受診された方々で、本年についても受診を考...

主な医療保険制度改正のお知らせ(平成28年4月1日から)

Table showing insurance fee changes for 2018. Columns: 現行, 平成28年4月から, 平成30年4月から. Rows: 一般所得, 260円, 360円, 460円.

●事務局の職員が変わりました● 事務局の人事も一部変更になりました。 新職員 出川美智恵 副任 吉田香里...

●特定健診・特定保健指導について 今年度も、特定健診・人間ドック、脳ドック、ミニドック受診の助成をいたし...

後期高齢者組合員の方の事業所については必ず健診を受けて下さい リミットは9月30日迄です 「高齢者組合員」の継続加入の更新について...

食品国保 健康ウォーキング



日時：平成27年10月25日 日曜日 方面：天橋立・伊根方面 去る、平成27年10月25日に食品国保の健康ウォーキング大会を行いました...

平成28年度組合予算決定



岡本勲理事長

平成28年度当国保組合の事業計画、歳入歳出予算案については、三月二十三日(午後四時)から、京都ホテルオークラで開催された「第百二十一回 通常組合員」で決定されました。

規約の承認について 規約の承認事項として、その他の報告事項として、平成28年度特定健診の受診状況の中間報告...

平成二十八年度の予算総額は八億二千三百六十七万七千四百二十一円と、対前年比は二百八十四万四千円減少となっており前年とほぼ同額であった。

Table showing budget details for 2018. Columns: 歳入(千円), 歳出(千円). Rows: 国民健康保険料, 国庫支出金, 前期高齢者交付金, etc.



次期改正していききたい。 議案第四号では、昨年10月より施行された個人情報法に伴い、国民健康保険法の一部を改正する法律の変更があり、それに伴って組合規約の一部の改正を行った。

食品衛生国保 (食品国保揭示板)

No.135 平成28年4月発行

京都市下京区高辻西洞院町801番地3 マキビル5F 電話075-371-1235

議案事項 議案第一号 平成28年度事業計画承認について 議案第二号 平成28年度歳入歳出予算承認について...

議案第一号の終わりに、国 当組合では、年四回、定期的にコ ンプレックス理事を受けて、資格関係や会計・出納関係の書類の検証を行っていただいた。

マインバー法施行によりコンピュータ規定の内容について見直しも現在検討しており、整備が出来るまで、確定していききたい。

平成28年度京都市食品衛生国民健康保険組合予算

Table showing budget details for 2018. Columns: 歳入(千円), 歳出(千円). Rows: 国民健康保険料, 国庫支出金, 前期高齢者交付金, etc.

議案第一号 平成二十八年度事業計画の承認について

さて、社会保障制度改革推進法に
基づき、様々な制度改革を計画した
「社会保障制度改革国民会議」は平成
25年8月6日に一定の報告書で取
りまとめられました。
平成25年12月13日には、国会議に
沿った形で社会保障改革プログラ
ムが公布されました。
この法律によって推進される内容
は、消費税の引上げ、「子育て支援」、
「医療・介護」が柱になり、
「消費税の引上げ」、「子育て支援」、
「医療・介護」については、一部改正
があったものの、平成26年4月から
8%、平成29年4月から10%に引上
げ予定されています。
「子供・子育て支援」は、平成2
7年4月から「新支援制度の確立」
や「育児休業中の経済的支援の強化」
を図られました。
「医療・介護」は、診療報酬や介
護報酬の改定、「地域医療介護総合
確保基金」の確立、「低所得者向け
の保険料軽減措置の拡充」、「国保
への財政支援拡充」、「高療養費
の見直し」、「地域特定療養の充実」
、「難病・小児慢性特定疾病に係る公
平かつ安定的な制度の確立」が見
直され、最後に、「年金」は「年金
生活者支援給付金」、「受給資格期
間の短縮」、「遺族基礎年金の父子
家庭への拡大」などが、平成27年
度から平成30年度までに予定され
ております。

- 入院時食事代について在宅医療との
公平性の観点から、調理費が含ま
れるよう段階的に引上げ。
○特定機能病院等は、医療機関の
機能分担のため、必要に応じて患
者に病状に応じた適切な医療機
を紹介する等の措置を講ずること
とする。（紹介先なしの大病院受診
時の定額負担の導入）
○健康保険料の保険料の算定基礎と
なる標準報酬月額の上限引上げ
（121万円から139万円に引上
げ）
- 4 その他
○協会けんぽの国庫補助率を「当面
の間16.4%と定めるとともに、
法定準備金をこえる準備金に係る国
庫補助額の特例的な減額措置を講ず
る。」
○被保険者の所得水準の高い国保組
合の国庫補助について、所得水準に
応じた補助率に見直し（平成28年4
月1日から）
○被保険者の所得水準の低い国保組
合に影響が生じないように調整補助
金を増額。
○医療費適正化計画の見直し、予防
健康づくりの促進（平成28年4月1
日から）
○都道府県が地域医療構想と整合的
な目標（医療費の水準、医療費の効
率的な提供の推進）を計画の中に設
定。
○保険者が行う保険事業に、予防健
康づくりに被保険者の自助努力への
支援を追加。
○患者申出療養を創設（患者からの
申出を起点とする新たな保険外併用
療養のしくみ（平成28年4月1日か
ら）

療養のしくみ（平成28年4月1日か
ら）
○国保組合における国庫補助の情勢に
ついては、平成26年度に実施した所
得調査の結果を踏まえて、定率国庫
補助金の見直しを踏まえて、定率国庫
補助率については、5年間かけ
て段階的に定率補助金を削減され
ます。
○具体的な見直しは、所得水準が150万
円未満の組合には32%の定率補助
を維持し、150万円以上の組合につ
いては所得水準に応じて、引き下げ
240万円以上の組合については13
%とする。
○この法律の施行にあたり、次の様
な付帯措置も出ています。
「国保組合については、今後とも
自主的な運営に基づき、保険者機能を
発揮できるように、必要な支援を行
うとともに、定率補助の見直しにあ
ったつては、対象となる被保険者が多
いなど個々の財政影響を踏まえ、定
率補助金の見直しに伴い保有すべき
積立金が引下げられるへの対応など、
補助率が削減される組合に対するこ
ろ適切な救済措置を検討すること。
また、所得水準の高い組合に対する
定率補助の見直しについては、実施
状況の検証を行うこと」としていま
す。

平成27年度以降の所得調査の実施は、
5年に一度の頻度で行ってまいら
す。
○平成27年度以降の所得調査の実施は、
予算は次に記によることと致しま
す。
○「特定健康指導の実施率」手法は「後
期高齢者支援金の加算・減算制度」
であり平成30年度以降の指標は、「保
険者別共通の項目を設定し、「各
国保組合の取組等を特別調整補助金
に反映する」との事としています。
今後についても、国においてな
どのような制度の改革や議論がなさ
れ、どのような方向性に進むのか
十分に注視していなければなりません。
以上を踏まえ、平成28年度の
予算は次に記によることと致しま
す。

平成二十八年度も例年と変わらず実施いたします

平成28年度 法令遵守（コンプライ
アンス）のための実践計画について
東京都食品衛生国民健康保険組合
遵守（コンプライアンス）体制の整備
に関する基本計画の4に基づき、平成28年
度の実践計画をのとおり策定する。

- 1 法令遵守のための指導・研修等
不祥事故を未然に防止するため、役
職員に対する法令遵守の周知徹底を行う。
① 組合広報誌「食品国保掲示板」等
により法令遵守の徹底を行う。
② 役職員を対象とした、法令遵守を
徹底するための研修を行う。
- 2 法令遵守のための管理
① 法令遵守担当理事等は、報告を受
け、必要に応じて実地調査を行うこと。
② この実践計画で定めるもの他、必要
な事項は、理事会承認を経て実施す
る。

改正後

規約の一部を改正する規約の制定について
（改正の理由）
行政手続きにおける特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律及び
行政手続きにおける特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する
省令（平成27年厚生労働省令第150号）
の施行に伴い、国民健康保険組合規約附
則34条発第13号を改正した事による
変更。
（加入の申込）
第七項中「項中住所性別生年月日」
の下に「行政手続きにおける特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律
（平成二十五年法律第十七号）第二条第五
項に規定する個人番号（以下「個人番号」）
」を加え、氏名性別生年月日」
の下に「個人番号」を加える。
（附則）
京都市食品衛生国民健康保険組合規約（新
旧対象外）

改正後
（加入の申込）
第七条
組合に加入しようとする者は、氏名、
住所、性別、生年月日、行政手続に
おける特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律（平成二
十五年法律第十七号）第二条第五
項に規定する個人番号（以下「個人
番号」という。職業、使用される事
業所名及び法第六条各号に関する事
項（健康保険法（対象十一年法律第
七十七号）第三条第一項第八号又は
同第二項但し書きの規定による承認
に関する事項を含む。（以下同じ）並
びに世帯に属する者の氏名、性別、
生年月日、個人番号、職業、使用さ
れる事業所名及び法第六条各号を記
載した書面をもって、その旨を組合
に申し込まなければならない。
（施行期日）
1 この規約は、平成28年1月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規約の施行期日前にこの規約による改正前の京都市食品衛生国民健康保険組合規約第七項の規定によりされている加入の申込は、この規定による改正後の京都市食品衛生国民健康保険組合規約第七項の規定によりされた加入の申込とみなす。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （加入の申込） 第七条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項（健康保険法（対象十一年法律第七十七号）第三条第一項第八号又は同第二項但し書きの規定による承認に関する事項を含む。（以下同じ）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第六条各号を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 （施行期日） 1 この規約は、平成28年1月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規約の施行期日前にこの規約による改正前の京都市食品衛生国民健康保険組合規約第七項の規定によりされている加入の申込は、この規定による改正後の京都市食品衛生国民健康保険組合規約第七項の規定によりされた加入の申込とみなす。 | （加入の申込） 第七条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項（健康保険法（対象十一年法律第七十七号）第三条第一項第八号又は同第二項但し書きの規定による承認に関する事項を含む。（以下同じ）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項（健康保険法（対象十一年法律第七十七号）第三条第一項第八号又は同第二項但し書きの規定による承認に関する事項を含む。（以下同じ）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第六条各号を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 （附則） 京都市食品衛生国民健康保険組合規約（新 旧対象外） |

| | | |
|--|--|--|
| 1 被保険者数 世帯数 853 被保険者数 1905 平成27年12月末の世帯数は898、被保険者数は2,006であるが、最近の状況を勘案し、若干の減少を見込む。 | 高齢療養費 一部負担金の額が自己負担限度額（所得により区分あり）を越えるとき、超過分を支給する。 | ※但し、特定健診対象者は健診された方に限り ます。事業により一部負担金を徴収する 場合がある。 |
| 2 費用負担 賦課保険料 (1) 医療給付費分 ア 均等割（月額） 事業主 3,500円 従業員 9,700円 家族 1,200円 イ 所得割（月額） 事業主（総所得額－基礎控除額）×0.5/100 最高 38,000円 最低 3,000円 ウ 最高限度額（月額） 2ヶ月分保険料見込額 年 額 78,000円 (2) 介護納付金分 ア 事業主世帯（月額） 均等割 1人 800円 所得割（総所得額－基礎控除額）×0.1/100 最高 6,000円 最低 400円 イ 最高限度額 6,000円 イ その他世帯（月額） 均等割 1人 1,500円 ウ 1人当り保険料見込額 年 額 22,000円 (3) 後期支援金分 ア 均等割（月額） 1人 1,000円 イ 最高限度額（月額） 6,000円 (4) 後期組合員分 ア 均等割（月額） 1人 1,000円 | 2 任意給付 イ 出産育児一時金 1件当り支給額 420,000円（産科医療保障制度掛金含む） イ 葬 祭 費 1件当り支給額 50,000円 家族 30,000円 4 特定健診・特定保健指導の実施 「高齢者医療確保法」に基づき、実施が義務付 けられた特定健診・特定保健指導については、実 践計画に基づき、本年度の目標実施率、減少率の 達成に向けて、対応を進めるとする。 5 保健対策 (1) 医療費通知 組合員・家族の健康に対する認識を深めるた め、世帯ごとに行う。 2ヶ月分×6回 (2) 人間ドック 対象者 40歳以上の被保険者 経 費 費用の30%を越えない範囲で一部 負担金を徴収する。 (概ね5,000円～45,360円) 時 期 年内（4月～12月） ※一部の機関で実施されている「ミニドック」 は、一部負担金は不要です。 (3) 脳ドック 対象者 40歳以上の被保険者 経 費 費用の30%を越えない範囲で一部 負担金を徴収する。 ※但し、脳ドックの単独健診はできません。 (概ね7,000円) 時 期 4月～12月 (4) 聴覚CT（聴覚のCT） 対象者 40才以上の被保険者 経 費 費用の30%を越えない範囲で一部 負担金を徴収する。 ※CTの健診は不可 時 期 4月～12月 (5) 健康増進事業 温泉・ウォーキング等の健康増進啓発事業 | 6 ジェネリック（後発）医薬品差額通知 組合員、家族の薬代を軽減するため、対象被 保険者に通知する。 3ヶ月分×4回（6月、9月、1月、3月） (7) インフルエンザ予防接種補助 インフルエンザ予防接種補助に要した費用の一部 を助成する。 一人に付き、年度内1回、上限2,000円までの 助成を行う。 ※但し、特定健診対象者は健診された方に限 ります。（他にも制限あり） (8) お口（南）の健康事業 メタボコントロールはお口の健康と大きな関 わりがある。特定健診人間ドックを受診された方 に歯ブラシを配布 6 後期高齢者支援金等の納付 支援金納付及び事務費費出 7 老人保健拠出金の拠出 医療費支出及び事務費費出 8 介護納付金の納付 2号被保険者分 816人 9 高齢医療共同事業拠出金の拠出 医療費支出及び事務費費出 10 国保組合共通システム等の拠出 共通システムしに係る拠出 11 広報活動 組合員が国民健康保険事業の現状を周知する ため、広報活動を実施する。 (1) 広報活動の随時実施 (2) 広報紙「食品国保掲示板」の定期的発行 (3) 組合パンフレット（食品国保のしおり） 啓発物品の配布 (4) 法令遵守（コンプライアンス）に関する広 報活動 12 データヘルス実施に対する諸準備 データヘルス事業に対応するアラインニング並び 成果とした計画の実行を体制が整い次第実施する 13 マイナー制度導入に対応する諸準備を行う |